

日蓮と食人

岡 田 文 弘

一、はじめに

日蓮遺文には、鎌倉時代当時に行われていたらしき食人行為についての記述がしばしば見える。論敵・龍象房の肉嗜好を暴露した『頼基陳状』、飢えた人々が食用のため人肉の売買を行っていると述べる『松野殿御返事』、そして『秋元御書』などがその例に当たる。

日蓮遺文によって伝えられた食人の記事については、中世史研究の名著とされる『中世の罪と罰』において、石井進氏が（そのうち特に『頼基陳状』に基づいて）以下のように評している。

「それにしても中世都市鎌倉の生活の現実とは、今日の私などからみて、まことに目のくらむ思いのするようなものであったらしい。たまたま気づいたこのカニバリズムの記述程度でおどろかされることなく、中世の鎌倉の生活の実相を見すえて行く、そうした過程を経なければ、「都市鎌倉の罪と罰」についても、本当のところは何一

つわかるまい。課題の困難さが、ようやく身にしみてきたというのが、昨今の私の感慨である。」（石井「一九八三 六九頁」）

この提言をもって石井氏は自らの論考を締めくくっている。「このカニバリズムの記述程度で」という言い方を敢えてしているものの、氏は日蓮遺文（が伝える食人の記事）がもたらす気づきや驚きを強調し、中世史研究の本質を見据えんとする上で、特別な意義を与えているのである。

しかし、日蓮遺文における食人の記事は、当初よりこのような注目を集めていたわけではない。むしろ先学においては、奇妙なまでに無視されてきたという経緯すらある（この点については、次節で先行研究史を概観する中で明らかになる）。そこで本研究では、一方では注視され、あるいは全く無視され、いまだ評価の定まっていない感のある、日蓮遺文に見られる食人の記述について新たに検討を試みるものである。

二、日本における食人風習の研究史…看過された日蓮遺文

本節では先行研究史について述べていくが、まずは明治時代に起こった、日本における食人風習（の有無）をめぐる論争から見えていきたい。

この論争は一八七九年、大森貝塚の発見者としても知られるエドワード・S・モース博士（一八三八—一九二五）が、同貝塚から食人の痕跡を発見したことを出版（Morse「一八七九」三七—四二頁）および講演会によって世に知らしめたことに端を発する（礫川「一九九六」一八頁）。

文明国を目指していた当時の日本にとって、過去の日本人が食人の禁忌を犯していたとする論は大きな衝撃を与えるものであった。したがって「モースの解釈は、その後支持を得られず、日本人が食人をするはずがないという感情的な反発を招く結果となった」（松居「二〇〇五」二八二頁）のだが、しかしその中でも、モースの説を裏づけるように、日本における食人行為の歴史を採る論考も少なからず試みられている。その代表例が、寺石正路（一八六八—一九四九）と南方熊楠（一八六七—一九四一）の論考である。

寺石の研究は一八八八年、論文「食人風習ニ就テ述ブ」において日本における食人行為の伝承を指摘したことに始まり、その成果は後に『食人風俗志』（東京堂書店、一九一五年）として結実した。この寺石に呼応するように、熊楠も一九〇三年に、日本史上における食人の記録について検討した論文「The Traces of Cannibalism in the Japanese Records」を著している。（ただしこの時点では未発表。後に南方「一九七五」所収）。

この寺石と熊楠による網羅的な論考（寺石「一八八八」・「一八九三」・「一八九八」・「一九一五」、南方「一九七五」）によって、モースに端を発する論争において、日本における食人風習の存在が立証された。しかしここで問題にしたのは、これらの論考において寺石・熊楠の両者とも、日蓮遺文を取り上げていない点である。

日蓮の生きた鎌倉時代日本における食人行為について、寺石は『八幡愚童記』を引き文永の役において蒙古兵が戦闘中に食人行為を行なった（敵兵の腹を裂き肝を飲んだ）例を挙げ（寺石「一九一五」三六頁、ただしこれは日本人の食人行為にはカウントされない）、また熊楠は『五代帝王物語』を引いて正元元年の京都で尼僧が食人を行なった例を引いている（南方「一九七五」二五〇頁）が、両者とも日蓮遺文は引いていない。

日蓮遺文が伝える龍象房の一件などの食人行為は、日本における食人習慣の顕著な例であり、決定打である。もし

これが知られていたら「兔に角日本人が飢饉の場合、籠城の場合に、人肉を食用したといふ確證が見當らぬ。まして嗜好の爲、憎惡の爲、人を啖つた事實の見當らぬのは申す迄もない。太田錦城が、日本では神武開闢以來、人が人を食ふこと見當らざるは、我が國の風俗の淳厚、遠く支那に勝る所以と自慢して居るが（『栞窓漫筆』後編上）、この自慢は支那人と雖ども承認せねばなるまい。」（桑原隲藏「支那人間に於ける食人肉の風習」『東洋学報』一四（一）、一九二四年に初出。桑原「一九三四」に再録、当該引用は二一四頁）などという粗雑な自贊もなされなかったであろう。しかし、網羅的な研究をした寺石・熊楠すらも日蓮遺文の記事を採用しなかった事實は、ことモース以来の人肉論争においては、日蓮遺文が決定的なまでに看過されていた証左であろう。

それでは、寺石や熊楠の目に止まらないほど、日蓮遺文はマイナーな文献だったのだろうか。当該の遺文の刊行事情を見ると、論争の発端となったモース説の発表の翌年である一八八〇年に奇しくも、『高祖遺文録』において出版されている（『頼基陳状』は第二三卷、『松野殿御返事』は第二四卷、『秋元御書』は第二八卷）。とはいえ『高祖遺文録』が宗外の人間にどれほど読まれていたのか、判然としない。

しかし『高祖遺文録』を待たずとも、その編者である小川泰堂（一八一四—一八七八）が著した幕末・明治期のベストセラー『日蓮大士真実伝』（一八六七年刊）には、「京都の鳥部野にて、人の死骸を掘り喰ひ、叡山を追れて又鎌倉にも近年新墓を發つて人の屍を啖ふとてかしましきも、此龍象房の所為とかや。」（五ノ四十三—四十四）として、龍象房の食人についての記録があるのだ。この『日蓮大士真実伝』は一般に広く読まれたものだが、人肉論争に関わった者の中には読者がいなかったのだろうか。博覧強記の寺石や熊楠は普通の史料のみならず、『今昔物語集』や『雨月物語』といった伝説・小説の類までをも引いているのだから、『真実伝』を引いても全くおかしくはないはずなのに、

不審である。

なお、寺石の『食人風俗志』刊行の数年後、日蓮研究の分野において刊行された蛭沢「一九二〇」は『松野殿御返事』と『秋元御書』における食人風習の記述を引用した上で「鎌倉時代を研究する歴史家がかういふ点を度外して、歴史を記述することが不思議でならない……鎌倉時代の文明生活を知らうとするものは、かういふ事実を没却する事が出来ないではないか。」(二五八―二五九頁)と苦言を呈している。この蛭沢の苦言からは、日蓮遺文における食人風習の記述が当時は等閑視されていたことがうかがえ、まさにそれは筆者が先に指摘し述べてきたところの、食人論争における日蓮遺文の看過という状況を裏付けるものである。²⁾

では、それより少し時代が下つての研究はどうだろうか。礫川「一九九七」が「日本における食人風習を通覧した論考は、ありそうで余りない」中で「日本の食人風習の全体像を描き出している」「毎度ながら田中の博識ぶりに感心させられる」(三〇四頁)論文として高く評価している田中「一九四〇」に至っても、日蓮遺文は相変わらず無視されている。しかし戦後になると、さすがに研究も進んだのか、日蓮研究の枠内ではない論考においても、日蓮が伝えた食人風習の記事が取り上げられるようになった(石井「一九八三」六七―六九頁、原田「一九九五」四六頁。特に前者が、日蓮の当該記事は中世史研究において重要な史料価値を持つと認めている点は、先に述べたとおりである)。ただし九〇年代に入つてなお、見落としている研究もある。³⁾

三、『頼基陳状』『松野殿御返事』『秋元御書』の概観と相互の関連

それではここで改めて、『頼基陳状』『松野殿御返事』『秋元御書』を概観し、その関連について確認しておきたい。

日蓮と食人（岡田文弘）

『頼基陳狀』…建治三（一二七七）年

本書の成立は、当時鎌倉で人気を集めていた天台僧・龍象房を、日蓮の弟子・三位房が問答で論破した一件（桑ヶ谷問答）に端を発する。この問答に同席していた日蓮の弟子・四条金吾は、主君から不当な叱責を受けることとなり、それに対する陳狀として日蓮が代筆した一書が、この『頼基陳狀』となる。

食人にかんする記述は以下の通り。

「又仰下状云龍象房・極樂寺長老見參後は釈迦・弥陀とあをぎ奉と云云。此條又恐入候。彼龍象房は洛中にして人の骨肉を朝夕の食物とする由令露頭問、山門の衆徒蜂起して、世末代に及て悪鬼国中に出現せり。山王の御力を以て対治を加むとて、住所を焼失し其身を誅罰せむとする処に、自然に逃失し行方を不知処に、たまたま鎌倉中に又人肉を食之間、情ある人恐怖せしめて候に、仏菩薩と仰給事、所従の身として争か主君の御あやまりをいさめ申さず候べき。」（定遺一三五五頁）

このように、真言律宗の良親房忍性（一二一七—一三〇三）や龍象房が活仏信仰を集めていることに対する反証として、龍象房の人肉嗜好が挙げられている。龍象房は人肉を常食していた件で比叡山を追われ鎌倉に逃れてきたが、なおその嗜好が捨てきれず、人々を恐怖させており、とうてい仏菩薩などとは言えないと述べられている。

『松野殿御返事』…建治四（一二七八）年

『頼基陳狀』成立の翌年にしたためられた本書は、飢饉によって人々が食人を行うようになり、死人・子供・病人の肉を裂いて魚や鹿の肉に加えて売買しているさまが描写されている。

「但当世の体こそ哀れに候へ。日本国数年の間、打続きけかちゆき、て衣食たへ、畜るひをば食つくし、結句人をくらう者出来して、或は死人・或は小児・或は病人等の肉を裂取て、魚鹿等に加へて売しかば人は是を買くへり。此国存の外に大悪鬼となれり。」(定遺一四四一頁)

『秋元御書』・弘安三(一二八〇)年

先に挙げた『頼基陳狀』は直弟の日興(一二四六一—一三三三)による古写本が、『松野殿御返事』には真蹟の断片が現存している⁴⁾一方、本書は真蹟が現存せず、信頼のおける写本としては日興の筆による断片三行分が伝わるのみである(坂井「二〇〇九」二四四頁)。従つて本書はある程度の信憑性がある写本遺文だが、これを日蓮の言として即座に扱うには慎重さが求められよう。

しかし本書には、食人の風習を伝える史料としての価値はあろう(たとえば、同様に真偽問題のある『聖愚問答鈔』が、その文中における、忍性(一二二七—一三〇三)が六浦で徴収していたとされる関米についての記述にかんしては、歴史研究の場で史料として活かされている⁵⁾こと)。そこで本稿では、本書の記述をそのまま日蓮の言と捉えることは留保しつつ検討を加えることとする。

『秋元御書』の食人の記事は、前掲の『頼基陳狀』『松野殿御返事』をつなぎ合わせた、いわばパッチ・ワークのよ

うな記述となっている点に特徴がある。しかし、前掲二書に比べてその筆致は一そう激烈になっている。

「今日本国亦復如是。真言師・禪宗・持斎等人を食する者国中に充満せり。是偏に真言の邪法より事起れり。龍象房が人を食しは万が一躍たる也。彼に習て人の肉を或は猪鹿に交へ、或は魚鳥に切雜へ、或はたゝき加へ、或はすし（鮓）として売る。食する者不知数。皆天に捨られ、守護の善神に放されたるが故也。結句は此国他国より責られ、自国どし打して、此国變じて無間地獄と成べし。」（定遣一七三五頁）

このように、龍象房への弾劾もより厳しくなり（後述）、『松野殿御返事』にはない「人肉を鮓にして売る」というグロテスクな一文が加えられている。獸肉と人肉を混ぜ鮓にして売るといふ蛮行は、『今昔物語集』にある、鮓に吐瀉物を混ぜ込んで平然と売った女の説話（卷三一第三二話「人見酔酒販婦所行語第卅二」）を想起させ、痛烈である。

しかし鮓の問題は別にしても、『秋元御書』の独自記述は見るべきものが多い。それについては節を改めて、次に検討していきたい。

四、『秋元御書』について(1)：その特異な論理

本節では『秋元御書』における食人の記事を検討していく。

まず、前掲引用に明らかなように『秋元御書』では、『頼基陳状』に記される龍象房の食人事件と、『松野殿御返事』に記される民間の人肉売買の件が関連付けられている。その関連付けについては「彼に習て」とあり、龍象房を模倣

して人々が人肉を売買し食するようになったと一往は述べられているが、しかしそれだけに止まらない。この食人行為の流行については「人を食する者国中に充滿せり」「龍象房が人を食しは万が一顛たる也」とし、その根本的な原因については「是偏に真言の邪法より事起れり」と断じている。

これは『頼基陳状』とは些か異なる筆法である。『頼基陳状』では、龍象房（と忍性）が「釈迦・弥陀」として仰がれている件について、かかる活仏信仰を集めるような人物として龍象房は相応しくないと述べるために、その人肉嗜好が摘発されている。つまり同書において食人行為は、龍象房への個人攻撃のために持ち出された案件であり、あくまで彼一個人に帰せられるべき特殊な問題として扱われている。しかし『秋元御書』では、龍象房は単なる氷山の一角に過ぎない（「万が一顛れたる也」とし、食人行為は一個人の特殊な癖にとどまらず全国的に行われていると述べているのだ）。

（なお前述のように『五代帝王物語』には、正元元（一二五九）年、「正月上旬の比死人を喰ふ小尼出来てよろづの所にて喰ふと云程に。十四五才なる小尼内野より朱雀の大路を南さまへ行とて將に死人の上に乗あてむしり喰目もあてられずとぞ有ける。童部しりさきに立て打さいなめば。鳥羽の方へまかりける後はいかゞなりぬらん」（群書四二二頁）との記事がある。この事件は龍象房の事件と同時期であり、またその内容も酷似している。この小尼の事件が実は龍象房の一件の誤伝の可能性も一応あるが、しかし別の事件であれば、龍象房以外にも食人を行い問題となった仏僧が同時期にいた証左となろうし、『秋元御書』の記述もあながち誇張ではないことになろう。）

そして、こうした食人行為の全国的な広まりについて「皆天に捨られ、守護の善神に放されたるが故也。結句は此国他国より責られ、自国どし打して、此国変じて無間地獄と成べし」と解釈している。この文は明らかに『立正安国

『論』における「善神捨国論」ひいては「他国侵逼難」「自界叛逆難」の二難の警告を念頭に置いていよう⁶（ただし『安国論』には食人行為についての記述は見られないことから、本書の記述は異色のものである）。

ここで前掲引用文を改めて確認しておく、「真言師・禅宗・持斎などのうち、「人を食する者」が国中に充満している。これはもっぱら「真言の邪法」から起こったものである。龍象房の一件は氷山の一角に過ぎず、これを模倣して多くの者たちが人肉を売買し食している。これは諸天善神に捨てられたゆえである。」となっており、食人の流行の原因として「真言の邪法」と「善神捨国」の二者は並列されていることが分かる。この二者の前後関係・因果関係がどうなっているのかは決しがたいが、ともあれ、邪法の横行が善神捨国の状況下でおさまらなかつた場合、他国侵逼・自界叛逆の二難が起きて亡国となる（結句は此国他国より責られ、自国どし打して、此国変じて無間地獄と成べし）という本書の警告は、正しく『安国論』の論法の踏襲と言えよう。

そこで問題となるのは、二難・亡国の発端となる「邪法」とは何かという点である。『安国論』では主として法然（一一三三―一二二二）の専修念仏をその邪法としているが、この『秋元御書』では（すでに見てきたように）食人行為を促す「真言の邪法」が該当する。「真言の邪法」が亡国を招くということなので、本書は一種の「真言亡国論」を述べていると見做せるかもしれない。

しかし日蓮の真言批判は、たとえば『神国王御書』『撰時抄』『報恩抄』『本尊問答抄』などに見られるように、真言宗の折袴は効験のないどころか逆に状況を悪化させた例が歴史上に多々あり（承久の乱など）、従って蒙古襲来に対して行なつたらば却って亡国を招くだろう……といった論法が主である。そうした通例の真言批判と比すると、真言と亡国との間に『食人行為』を媒介させる『秋元御書』の論は異質に見える。

さすれば本書『秋元御書』の当該記述は、『安国論』や真言亡国論など日蓮遺文に往々にして見られる基本的論法を一応踏襲してはいるものの、その特殊な派生形態と見るべきであろう。

そこで以下、この『秋元御書』の独特なる論……「真言の邪法により人肉嗜好が広まり、結句は国難が起こった」という論法について、以下に検討したい。

五、『秋元御書』について(2)：「真言の邪法」とは何か

まず、食人行為の淵源となる「真言の邪法」とは、いかなるものなのだろうか。一例として挙げられそうなのは、法賢訳『佛説妙吉祥最勝根本大教經』である。同経はまさに鎌倉時代の写本が現存しているのだが（高山寺旧蔵⁷⁾、その中に以下のような儀軌が説かれている。

「復次尸陀林夜叉等成就法。持明者先收自死人肉、如前作法爲自擁護已。以左手執刀、右手執肉。於夜分往尸陀林中、作無畏相高聲唱言。我今賣肉。心念焰鬘得迦大明。時彼林中所有大惡夜叉羅刹鬼神等。聞高聲賣肉悉皆出現……彼夜叉等即收其肉已、一切所求皆得成就。」（大正二一、九一上二四—中五）

このように、人の屍肉を切り刻み、刀を左手に・肉を右手に持ち、夜中、その人肉を大声で売り歩く……という修法が説かれている。こうした修法は、*Bhūṭadāmanantantva*、『蘇婆呼童子請問經』（但し藏訳のみ）にも同様に説かれているとい⁸⁾う。

このような、『妙吉祥最勝根本大教經』所説の修法は、人肉嗜好の行者たる龍象房、そして人肉を切り刻み売る民衆……その根源としての「真言の邪法」として想定し得るだろう。

こうした人肉を用いる真言法は、過激な修法を多く含む後期密教（左道密教、タントリズム）において散見される。かような左道密教の類は日本においては主流にならなかったとされるが、しかし全く流入しなかったわけではない。他ならぬ前掲の『佛説妙吉祥最勝根本大教經』も、先述のように鎌倉期の写本が伝わっている。こうした左道密教的な秘術が龍象房の食人嗜好の基となっていたと見て、『秋元御書』は「真言の邪法」としてこれを批判したのだろう。

また左道密教の流派（所謂「立川流」と目される場合が多い）について、日蓮と同時代人である心定が、その批判書『受法用心集』（一二六八年成立）を著している。⁹⁾この『受法用心集』にもやはり、食人嗜好との関連をにわける「真言の邪法」についての批判が述べられているのである。

『受法用心集』巻上の冒頭部は、近來世間に広まっているとされる真言法を紹介するところから始まるが、そこにすでに以下のような文が見られる。

「肉食は諸仏菩薩の内証、利生方便の玄底なり。若し肉食をきらふ心あらば生死を出る門にまよふべし。されば淨不淨をきらふべからず。女犯肉食をもえらぶべからず。一切の法皆清淨にして速に即身成仏すべき旨を説くとかや」（守山「一九六五」五三二頁）

このように同書は、肉食を推奨する法が近年流行している点を、真つ先に弾劾している。無論、単なる肉食と「食

人」との間には決定的な差異がある。しかし更に読み進めると、留意すべき記述が出てくる。当該文を次に引用するが、ここでは本書の批判対象である邪法の由来となった法として、食人にまつわる呪法が名指しされている。

「或人云く、吒枳尼の法に付て、讃岐守高太夫が伝の中に一の術法として此の作法あり。彼記に云く、吒枳尼は閻魔天の眷属の中の小夜叉神なり。一切の生類の肉をもて食とせり。其の中に殊に愛する食あり。人身の頂の十字の所に六粒のあまつひあり。是れを人黄と名く。此の人黄は是れ衆生の魂魄なり。或は出入の息と成て人の命をたもち、或は懐妊の種とくだりて人身をつくる。是れを以て吒枳尼最上の美食とせり。……吒天の行者は此の天等の好む処の魚鳥の肉類、人身の黄燕を以て常に供養すれば此の本尊歡喜納受して行者の所望を成就すること速なり。又人頭狐頭等を壇上に置て此の種々の供物を備て行すれば吒枳尼天此の頭骨の中に入住して彼の三魂七魄を使者として種々の神変を現じ、無数の法術をほどこす。……此の記の如くば一向外法にして全く内法にはあらず。……況や又女犯肉食を本とし、汚穢不浄を行ずる事、曾て内法にも外法にも本説なき事なり。」(守山「一九六五」五四四―五四五頁)¹⁰⁾

かくして『受法用心集』では「一向外法にして全く内法にはあらず」として、「讃岐守高太夫が伝」なる「記」に述べられる「吒枳尼の法」を紹介している。その「吒枳尼の法」とは、食人に関わる修法に他ならない。

「吒枳尼」、つまりダーキニーは「荼吉尼」とも表記されるが、その真言を説く『大日経疏』には、大黒に化した大日如来に化導された食人鬼と記述されている¹¹⁾。それによると、生きた人間の心臓を食していた荼吉尼(吒枳尼)は大

日に化導された後は、死人の心臓を食べるようになったという。

前掲引用ひいては『大日経疏』に明らかかなように、吒枳尼の好物は人身の中にあるとされる「人黄」であり、¹²⁾これを摂取すべく人を食すゆえ、食人鬼なのである。この人黄を「魚鳥の肉類」とともに供養するという修法（「魚鳥の肉類、人身の黄燕を以て常に供養すれば」は、「人の肉を……或は魚鳥に切雑へ……或はずし（鮓）として売る」（定遣一七三五）という、『秋元御書』中の例の一文のごときである。

食人鬼たる吒枳尼のため、人身の黄を魚鳥の肉とともに供え、あるいは人の頭を獣の頭とともに壇上に祀り修法する……このような「高太夫が伝」の「吒枳尼の法」を『受法用心集』は「全く内法にはあらず」つまり全く仏教ではない「一向外法」であると断じている。かかる外法が更に逸脱し墮落し、もはや外法ですらなくなった「女犯肉食を本とし、汚穢不浄を行ずる」邪法となつて昨今流行しているのだと、本書は弾劾している。¹³⁾こうした邪法の流行が亡国をもたらすと、『受法用心集』は更に続いて断ずるのである。

「当世すでに妖星類に変を示し、疾疫普く民をほろぼす。加之蒙古の異域、当朝の皇域を軽じ奉るに及べり。偏に是れ加様の邪法邪教天下に弘まりて顕密の正法威徳をうばはるる故歟。然れば別しては仏法の大魔縁、都ては朝家の大怨敵なるべし。法華経に悪鬼入其身置罵詈毀辱我と説ける心に異ならず。倩々是れを思ふに正法をほろばし、国を損ぜんが為に大魔の所為なるべし。若し此の邪法を盛りに行せば正法減して天下おだやかならじ。若し此の邪法を速にほろぼして正法を行せば国土亦穩ならむ。」（守山「一九六五」五四八頁）

妖星といった天変を觀じ、蒙古襲來の脅威を訴え、邪法の流行による亡國を警告する。まさに『法華經』に「惡鬼入其身」と言われるように、鬼神が人々の身に入つて跋扈している……こうした『受法用心集』の論は、まさに日蓮の論法・思想に驚くほど酷似している。⁽¹⁾これを鋭く指摘した末木「二〇一〇」は、次のように述べている。

「ここでは、邪法は立川流のことであるが、『立正安國論』で日蓮が展開しているのほとんど同じような議論を展開している。心定が『立正安國論』を読んでいたとは思われないので、同時代にある程度流布していた考え方であつたのだろう。……日蓮というと、孤立した思想家のように思われがちであるが、決してそうではなく、時代に共通する背景をもつていたことが知られる。」(二三〇頁)

この末木氏の指摘は全面的に首肯し得る卓見だが、ここに筆者が加える点があるとすれば、『安國論』同様、『秋元御書』もまた(あるいは、より一層)『受法用心集』と近似した内容を持つという事実だろう。すなわち先に見てきたように、食人行爲と関わる真言の邪法が亡國を招くとの論理が、『秋元御書』と『受法用心集』には共通しているのだ。

真蹟を欠く『秋元御書』は、直ちに日蓮の言とは決し難いものの、同書が『受法用心集』を生んだ時代……それは取りも直さず、日蓮『安國論』を生んだ時代でもあつた……の土壤から生み出されていった文献であることは、確かに窺い知れるのである。

六、まとめ

本論文では、日蓮遺文（『頼基陳状』『松野殿御返事』『秋元御書』）に見られる食人の記述について検討を試みた。まず先行研究史を概観する中で、モースの研究に端を発する日本の食人論争においては、これらの日蓮遺文が無視されてきた状況を確認した。

つづいて『頼基陳状』『松野殿御返事』『秋元御書』の三書を概観し、前二書の折衷そして発展としての『秋元御書』の特異な位置を確認した。

その『秋元御書』については、『立正安国論』や真言亡国論からの展開と見られる「真言の邪法により人肉嗜好が広まり、亡国がもたらされる」という特異な論理が説かれていることを指摘・検討した。そして、この論理と関連・呼応する文献として、『妙吉祥最勝根本大教經』および『受法用心集』の存在を指摘した。

注

- (1) 寺石「一九一五」一一―一二頁・熊全二四九頁等。
- (2) かつ、本論文冒頭に掲げた石井「一九八三」六九頁の提言の先駆となるものである。
- (3) 吉岡「一九九二」は日本史における食人行為を概観する中で「日本における食人の最古の記録は『日本書紀』の欽明天皇28年（567）条である。……その後、長い間、食人の記録は見られないが、戦国時代には……」（二四―二五頁）として、日蓮が叙述する中世における食人に触れない。
- (4) なお前掲引用では「きけかちゆき、て衣食たへ、畜るひをば食つくし、結句人をくらう」の部分の真蹟が残っている。
- (5) 「もつとも、この『聖愚問答鈔』は写本であり、日蓮に仮託した偽書とする説もある。けれども、鎌倉市極楽寺所蔵の貞

和五年二月十一日付の極楽寺長老にあてた足利尊氏書状案に、「飯島敷地舛米并嶋築及前濱殺生禁斷等事如元有御管領云嶋築興行云殺生禁斷可被致嚴密沙汰殊於禁斷事者為天下安全壽算長遠也任忍性菩薩之例可有其沙汰候恐々謹言」（鎌倉市史「第三」とあり、こうした事実の存したことを伝えている……ともかく日蓮系に、こうした批判のあったことは注目されねばならない」（松野「一九六四」二〇三頁）「忍性が六浦の津料・関米を徴収した事実も——『聖愚問答鈔』が日蓮の真摯であると偽書であるとかかわらず——、あながち後世の偽作として否定することはできないといえよう」（細川「一九八五」二六頁下）

(6) 「善神捨国而相去聖人辞所而不還。是以魔来鬼来災起難起……二難猶殘。所以他国侵逼難・自界叛逆難也。」（定遺二〇九—一一〇・一二五頁）

(7) <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2607106>（国立国会図書館デジタルコレクション、二〇二一年十月十九日閲覧）

(8) 藤井「二〇一九」

(9) この『受法用心集』と並べる形で松本「二〇〇八」（三三頁）は日蓮遺文『星名五郎太郎殿御返事』を挙げ、「彼真言等の流れ、偏に現在を以て旨とす。所謂畜類を本尊として男女の愛法を祈り、莊園等の望をいのる。」（定遺四一九頁）として、そこに立川流と思しき真言法が批判されていることから「立川流という言葉こそ出てきてはいないが、日蓮の時代にはすでにこの流派が巷に広く流布されていたことが窺える」とする（ただし同書は真蹟がないため、この論については判断保留である）。

(10) 本段の構成については、彌永「二〇一八」三四—三五・六八—七〇頁参照。

(11) 「次茶吉尼眞言 此是世間有造此法術者。亦自在呪術、能知人欲命終者。六月即知之、知己即作法、取其心食之。所以爾者、人身中有黄。所謂人黄。猶牛有黄也。若得食者、能得極大成就、一日周遊四域。隨意所爲皆得、亦能種種治人。有嫌者以術治之、極令病苦。然彼法不得殺人。要依自計方術、人欲死者去六月即知之。知己以術取其心。雖取其心然有法術、要以餘物代之。此人命亦不終、至合死時方壞也。大都是夜叉大自在。於世人所說大極、屬摩訶迦羅。所謂大黑神也。毘盧遮那以降伏三世法門、欲除彼故化作大黑神。過於彼無量示現。以灰塗身。在曠野中、以術悉召一切法成就、乘空履水皆無礙、諸茶吉尼、而訶責之。猶汝常噉人故、我今亦當食汝。即吞噉之。然不令死彼。伏已放之、悉令斷肉。彼白佛言、我今悉食肉得存。今如何自濟。佛言、聽汝食死人心。彼言、人欲死時、諸大夜叉等知彼命盡、爭來欲食。我云何得之。佛言、

爲汝說眞言法及印。六月未死即能知之。知己、以法加護、勿令他畏得損。至命盡時聽汝取食也。如是稍引令得入道。」（大正三九、六八七中一七―下二〇）

(12) 「人黄」という語は、中国からもたらされた大藏経では、『大日経疏』（『大日経義釈』）に一度、見られるだけです。そこでは、大黒天に変身した大日如来が、生きた人間の心臓を食うといわれる女鬼「茶吉尼」を降伏する神話の中で、「人黄」について述べられています。それによると、人黄とは、人間の心臓の中にある、牛にとつての「牛黄」と似たような一種の結石で、茶吉尼がそれを食うと無窮の呪術力を得る、と述べられ、一種の想像上の物質として語られています。（『彌永』二〇一―二〇八）

(13) 本書は「高太夫が伝」を外法とするが、それゆえ外法としての一定の効果を認めており（一旦の小悉地は疑なかるべし）守山（『一九六五』五四―五五頁）、邪法との間に一線を引いている。しかしなお、「高太夫が伝」つまり食人鬼たる吒枳尼の法が、件の邪法の源流となつている点……特に、吒枳尼の食人行為を引き起こす直接的原因の「人黄」が、その邪法の儀軌において重要な意味を持つとされる点（彌永『二〇一―二〇八』三四―三五頁参照）は確かなのであり、つまり本書における「食人」と「邪法」とに関連のある点は、十分示唆されていよう。

(14) 『法華取要抄』の後半部（定遺八一―八二頁）などはその典型である。

（テキスト）

『昭和定本 日蓮聖人遺文』（身延山久遠寺、一九五二―一九五九）↓定遺

心定『受法用心集』・守山聖真『一九六五』『立川邪教とその社会的背景の研究』鹿野苑

『五代帝王物語』・『群書類従』第貳輯（経済雑誌社、一八九三）↓群書

小川泰堂『日蓮大士真実伝』（日蓮宗大教院、一八八四）

（参考文献）

Edward Sylvester Morse [一八七九] 『大森介墟古物編』東京大学法理文学部

石井 進 [一九八三] 『都市鎌倉』網野善彦・石井進・笠松宏至・勝俣鎮夫『中世の罪と罰』講談社、五九―六九頁

- 井上 恵宏〔一九三二〕『日蓮聖人御遺文講義』一五、龍吟社
- 馬田 行啓〔一九三三〕『日蓮聖人遺文全集講義』二四、平楽寺書店
- 桑原 隲蔵〔一九三四〕『東洋文明史論叢』弘文堂
- 坂井 法暉〔二〇〇九〕『日興写本をめぐる諸問題について』『興風』二二号、二二九―二九〇頁
- 静 春樹〔二〇〇四〕『仏教タントリストが口にするもの 飲食による「即身成仏」について』『京都精華大学紀要』二六、六三―八四頁
- 末木文美士〔二〇一〇〕『増補 日蓮入門』ちくま学芸文庫
- 田中 香涯〔一九四〇〕『我国に於ける食人の風習』『医事雑考 奇。珍。怪』鳳鳴堂書店、一七一―二三頁
- 寺石 正路〔一八八八〕『食人風習ニ就テ述ブ』『東京人類学雑誌』三四、七八―九一頁
- 寺石 正路〔一九九三〕『食人風習論補遺』『東京人類学雑誌』八二、一二七―一三〇頁
- 寺石 正路〔一九九八〕『食人風俗考』東京堂
- 寺石 正路〔一九九五〕『食人風俗志』東京堂
- 原田 信男〔一九九五〕『中世における殺生観の展開』『国立歴史民俗博物館研究報告』六一、四一―五四頁
- 藤井 明〔二〇一九〕『インド密教における肉の売却』『ブータターマラ・タントラ』の記述を中心にして』『印度學佛教學研究』六七（三）、一一八―一八八頁
- 細川 涼一〔一九八五〕『六浦上行寺東やぐら群遺跡 中世寺院研究史上の重要遺跡』『東洋学術研究』二四（二）、一七一―三二頁
- 蛭沢 藍川〔一九二〇〕『日蓮聖人と鎌倉時代』佐藤出版部
- 松居 竜吾〔二〇〇五〕『解説』飯倉照平（監修）『南方熊楠英文論考「ネイチャー」誌篇』集英社、二八〇―二八三頁
- 松野 純孝〔一九六四〕『鎌倉仏教と慈善救済』『仏教思想史論集…結城教授頌寿記念』大蔵出版、七五三―七六四頁
- 松本賀都子〔二〇〇八〕『真言密教立川流研究ノート』『武蔵野大学仏教文化研究所紀要』二四、一九―三五頁
- 南方 熊楠〔一九七五〕『The Traces of Cannibalism in the Japanese Records』『南方熊楠全集』別巻二、平凡社、二四三―二五二頁

日蓮と食人（岡田文弘）

- 彌永 信美 「二〇一八」 「いわゆる「立川流」ならびに嚙齧本尊儀礼をめぐる」 『智山学報』 六七、一―九六頁
- 吉岡 郁夫 「一九九二」 「医療としての食人 日本と中国の比較」 『比較民俗研究』 五、二二―三三五頁
- 李 冬木 「二〇一二」 「明治時代における「食人」言説と魯迅の「狂人日記」」 『佛敎大学 文学部論集』 九六、一〇三―一二六頁
- 磯川 全次 「一九九七」 『人喰いの民俗学（歴史民俗学資料叢書2）』 批評社

（キーワード）日蓮、エドワード・S・モース、南方熊楠、『頼基陳状』、『松野殿御返事』、『秋元御書』、『妙吉祥最勝根本大教經』、『受法用心集』